

○サービスの宣誓をなす場合の上級公務員を指定する規程

(昭和 29 年 7 月 1 日警察訓令第 1 号)

改正 昭和 41 年 3 月 31 日警察訓令第 3 号 平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号

平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号

サービスの宣誓をなす場合の上級公務員を指定する規程を次のように定める。

サービスの宣誓をなす場合の上級公務員を指定する規程

(上級公務員の指定)

第 1 条 岡山県職員等のサービスの宣誓に関する条例(昭和 41 年岡山県条例第 6 号)第 2 条の規定により、サービスの宣誓をなす場合の上級の公務員を別表のように指定する。

(宣誓書の保管)

第 2 条 署名を終った宣誓書は、警務課において分類整理して保管するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 41 年 3 月 31 日警察訓令第 3 号)

この規則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

新たに職員となった者	面前でサービスの宣誓を受ける公務員
県本部の警部以下の階級にある警察官および警察官以外の職員(課長以上の職にある行政職員または技術職員を除く。)	警務部長
警察学校の警部以下の階級にある警察官および警察官以外の職員	警察学校長
警察署の警部以下の階級にある警察官および警察官以外の職員	警察署長